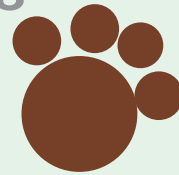


Q&A

少年のための当番弁護士

あなたの力に
なれること。

今、つかまっている君に。



つかまったら、けいさつ警察の人にでもけんさつ検察の人にでもさいばんしょ裁判所の人にでも
「**当番弁護士をたのみます**」
とってください。

東京三弁護士会当番弁護士センター

TEL : 03-3580-0082

1

弁護士はあなたの味方です

君には弁護士をたのむ権利があります！



べんごし
弁護士って
誰の味方なの・・・？



弁護士はあなたの味方です。あなたの親の味方でも裁判所の味方でもありません。あなたから聞いた秘密は誰にも話しません。「これからどうなるの、どうしたらいいの」。弁護士はあなたのあらゆる不安に耳をかたむけます。



僕は(私は)警察のいうようなことはやっていない!!



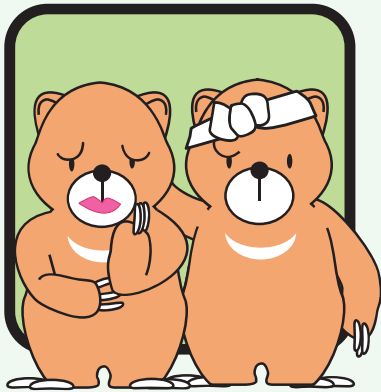
「自分はやっていない」とはっきり言わなければなりません。弁護士はあなたの疑いをはらすため活動します。あなたの言い分を刑事、検察官、裁判官に伝え、あなたがやったという証拠におかしいところがないかチェックします。アリバイがあれば調べます。



僕は(私は)やってしまった。
だから、弁護士を頼んでも
意味がないのでは・・・？



「確かにやったけどこんな理由がある」「そんなにひどくはやっていない」。弁護士は、あなたのそんな言い分も刑事、検察官、裁判官に正しく伝えます。また、これから同じことを二度と起こさないためにはどうしたらいいかを、あなたといっしょに考えます。



親に相談してから決めたい。
でも反対されたら…?



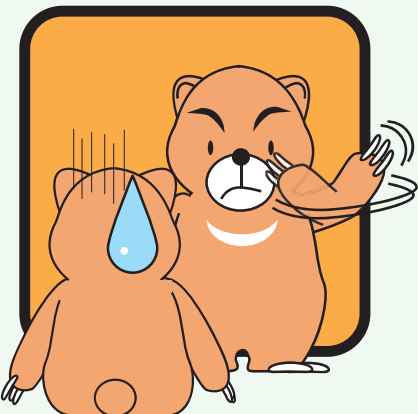
あなたか親（保護者）に相談しても「弁護士をつけるのは反省していない証拠だ」「やったんなら弁護士は必要ないだろう」と言われるかもしれません。でも、弁護士が必要なのはあなたの親ではなく、あなた自身です。弁護士はあなたからたのまれば親が反対しても弁護します。



弁護士を頼みたい
でもお金は…?



「お金がない」「お金を出してくれる人がいない」。そういう時には日本弁護士連合会にほんべんごしれんごいかいや弁護士会べんごしかいというところが、あなたのかわりに弁護士の費用を負担してくれますので弁護士に話してください。だから、お金の心配をしなくても弁護士を頼むことができます。



刑事に「弁護士を付けてもムダ!」
といわれたけど…?



刑事から「弁護士なんか付けても金がかかるだけ」「どうせすぐ出られるから必要ない」「弁護士なんか付けてと裁判所で反省していないとみられるぞ」などと言われるかもしれません。しかし、これは全部ウソです。取調べを受けている今こそ、あなたに弁護士が必要です。弁護士をつけるのはあなた自身の権利です。

2

これだけは 気をつけて!

とりしらべ 取調べを受けたとき

あなたは、逮捕されてから一番長くて23日間、多くの場合は警察の留置所りゅうちじょうに入れられて、
刑事や検察官の取調べを受けることになります。
あなたが取調べを受けたときどうしたらよいか、大事なことを説明します。

身に覚えがなければ

「NO!」!



取調べのとき、刑事や検察官けんさつかんに聞かれたことに身に覚えがなければ、はっきりと「NO!」と言ってください。刑事から「仲間はおまえもやったと言ってるぞ」と言われてもやってないなら「NO!」です。「そう言われればそうかもしれない」と言うのもいけません。裁判になってから「本当はちがう」と言っても取り返しがつきませ

ん。
刑事によっては「全部話せば早く家に帰れるぞ」「正直に言えば少年院に行かずにすむぞ」という人がいるかもしれません。しかし、刑事の言葉を信じて、やってもいないことをみとめたため、無実の罪で重い処分を受けた人もいます。強い意思をもって真実しんじつをつらぬいてください。



話したくないことは話さなくても大丈夫

あなたは、いつでもどこでも、だれに対しても、話したくないことは話さなくてかまいません。あなたには憲法けんぽうで定められている黙秘権もくひけんという権利があります。何も話さないことで、あなたが不利になることはありません。

取調べはどんな ふうでしたか?

取調べのとき、刑事や検察官が暴力をふるったり、大声でおどかしたり、ウソを言ってだましたりして、無理にあなたに言わせようとすることは許されません。取調べのときのようなすがどうだったかについても、弁護士に話してください。



今、つかまっている君に。

きょうじゆつちようしょ 供述調書ってなに？

刑事や検察官はあなたを取り調べると、あなたが話した内容を文章にした作文のような書類を作ります。あとで家庭裁判所の裁判官が、あなたの処分を決めるときに参考にするととても大事な書類です。これが供述調書です。

間違った供述調書にはサインをしない！

刑事や検察官が供述調書を作ると、あなたに読んで聞かせたうえ、サインをするように求めてきます。あなたが供述調書にサインしてしまえば、そこに書いてあることは全部正しいとみとめたことになってしまいます。もし、読んでもらった内容があなたの話したとおりでないときは、書き直してくれるまでサインをしてはいけません。

供述調書を早口で読み上げられ、よく理解できないときは…？

内容がよく理解できないうちにサインしてはいけません。勇気を出して「もっとゆっくり読んでください」とはっきり言ってください。



すでにまちがった供述調書にサインしてしまったときは…？

すぐにそのことを弁護士に話してください。本当のことを言うのは早ければ早い方がいいのです。確かにいったんできあがった供述調書をひっくり返すことは大変なことですが、あなたのために弁護士は最大限努力します。

3

家庭裁判所での 処分

家庭裁判所に連れて行かれるとどうなるの？

刑事や検察官の取調べが終わると、あなたは家庭裁判所に連れて行かれます。

家庭裁判所では、裁判官が審判という場であなたの処分を決めます。

ただし、裁判官があなたを少年鑑別所に入れる必要があると考えたとき、あなたは審判の前に最大限4週間（ごく例外的には8週間まで）、少年鑑別所に入れられることになります。

少年鑑別所しょうねんかんべつしょって何をするとところ？

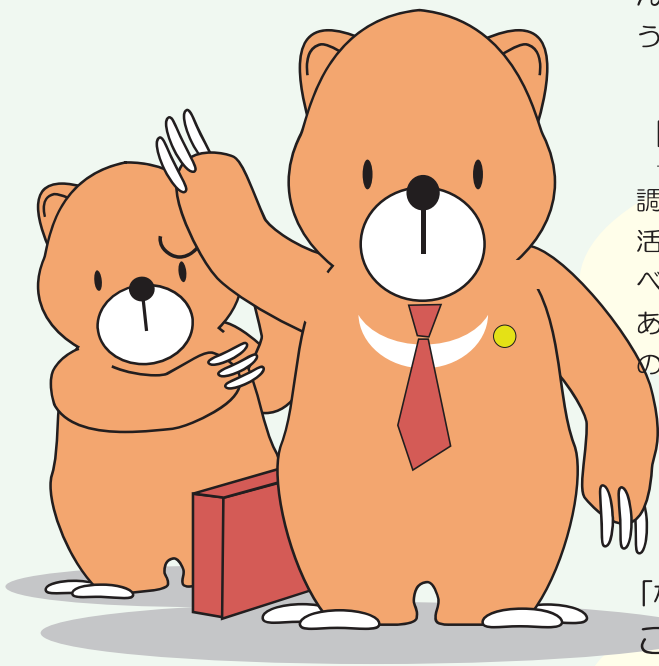
少年鑑別所は、裁判官があなたの処分を決める審判の日まで、あなたの性格や考え方などを調べるところです。少年鑑別所の中では心理テストを受けたり、家庭裁判所から「調査官」という人が面会に来て話を聞かれたりします。また、少年鑑別所はあなたの処分が決まらない間に入れられるところで、少年院とはちがいます。もちろん、少年鑑別所に入ったからといって、必ず少年院に送られるというわけではありません。

「調査官」ちょうさかんって何をすると人？ -裁判所にいる人-

調査官は、なぜ、あなたが事件を起こしたのか、あなたの今後の生活をどうしたらよいかを考えてくれる人です。主に事件のことを調べる刑事や検察官とはちがいます。調査官は、あなただけではなく、あなたの親から話を聞いたり、弁護士の意見を聞いたりして、どのような処分がよいかの意見を書類にまとめ、裁判官に提出します。

「検察官」けんさつかん（検事）が審判に立会うことがあるの？

ほとんどの事件では、検察官が審判に立会うことはありませんが、重大な事件で裁判官が特に必要だと考えたときには、検察官が立会うこともあります。その場合には、必ず、あなたの味方をしてくれる弁護士が付きまますので、心配なことがあれば遠慮なく相談して下さい。



どんな処分を受けることになるの？

あなたが本当は事件を起こしていなかったり、
事件を起こしていても裁判官が処分をする必要がないと考えたりした場合は、
「不処分」といって、何の処分も受けません。
しかし、そうでない場合は、次のような処分を受けることになります。

ほごかんさつ 保護観察

あなたは家に帰れることとなりますが、
「保護司」という人から生活の指導や
監督を受けることとなります。普通は
毎月2回くらい、あなたが保護司のと
ころに行って、生活のようすを報告す
ることとなります。

じどうようごしせつ 児童養護施設 じどうじりつしえんしせつ 児童自立支援施設 そうち 送致

非行の程度はそれほど進んでいないけ
れど、親がいなかったり、親のもとで
は心配な場合は、児童養護施設や児童
自立支援施設に送られることになりま
す。

しけんかんさつ 試験観察

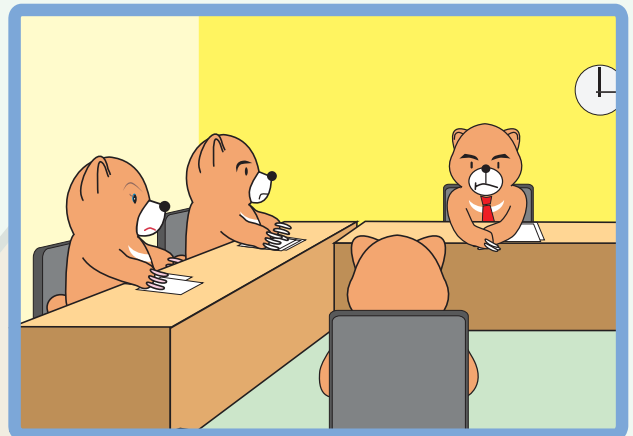
すぐに処分を決めないで、しばらくあなたの生活のようすをみてか
ら処分を決めるものです。この場合は、家に帰される場合と、家に
帰されず、民間の委託先に預けられる場合がありますが、数か月あ
とにもう一度審判が開かれ、あなたの最終の処分が決まります。

しょうねんいんそうち 少年院送致

非行が悪質であったり、くりかえされたりなど、かなり進んでいる
場合で、親も十分指導ができない場合は、少年院に送られることにな
ります。

ぎやくそう 逆送

あなたが事件を起こした時に14歳以上で、重大な事件などの場合
で、裁判官がおとなと同じ裁判をした方がよいと判断すれば、家庭
裁判所は事件を検事に送り返します。この場合は、おとなと同じ裁
判を受けることとなります。



少年事件 手続の 流れ

(犯罪少年の場合)

逮捕
たいぼ

48時間
以内

検察
けんさつ

24時間以内

最大
10日
こうりゆう

勾留

最大
10日

勾留延長

最大
10日

勾留に代わる観護措置

在宅

家庭裁判所
かていさいばんしょ

24時間
以内

かんごそち

観護措置

最大
8週間

けんさつかんそうち

検察官送致

起訴

調査

審判不開始

試験観察

審判
しんぱん

保護処分

保護観察

少年院送致

児童自立支援施設送致

知事又は児童相談所所長送致

不処分

